

『医業継続の納税猶予制度 移行計画認定は10月1日開始』

平成26年度税制改正で創設される予定の「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等」に関して、厚生労働省がこのほど国会に提出した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の中の医療法等の改正案の附則で、移行計画の記載事項などが示された。

出資持分の定めのない医療法人への移行計画の認定は、10月1日からのスタートとなり、同制度の適用を受けるには、同年から3年以内に厚生労働省に移行計画を提出し、その認定を受けて、「認定医療法人」となる必要がある。

移行計画では、(1) 社会医療法人 (2) 特定医療法人 (3) 基金拠出型医療法人 (4) 上記以外の医療法人のいずれかを選択し、移行に向けた取り組みの内容や検討の体制、移行期限などを記載するとした。

また、移行計画には、定款の出資者の氏名や出資額、出資持分の放棄の見込みなどを記載した出資者名簿の添付も必要になる。また、移行計画は社員総会で議決されることも必要になってくる。

そして移行計画の認定期限は、平成26年10月1日から3年以内の平成29年9月30日までとなったわけだ。



『年金事務所の調査に 違和感を覚える事業主も』

周知の通り、原則として法人事業所と農林水産業やサービス業の一部を除く5人以上の事業所は、厚生年金保険・健康保険両制度に加入する義務がある。しかし、高い保険料率に伴う高額な社会保険料負担を嫌い、加入していない企業も少なくないのが現実だ。法律通りに社会保険に加入した結果、保険料が払いきれず、結果として高額な延滞金まで課せられるケースも頻発しており、社会保険に加入することが経営を極めて圧迫する事態につながる事もあり得る。日本年金機構では、社会保険制度への加入手続きを行わない事業所に対して、加入勧奨業務を進めている。この業務は、外部事業者への委託によって行われているので、委託されているという事情を知らない事業主からすると、年金事務所でもないのになぜ?と思うこともあるようだ。

平成25年度については、4社で全国の年金事務所の業務を請け負っている。つまり、それ以外の民間企業や任意団体等がそのような訪問をしてきた場合は、何かしら問題があると考えた方がいい。なお、日本年金機構から正規に委託を受けた外部事業者は、企業を訪問する際に、委任状の写しを必ず携行している。そのため、もし怪しい業者かと思った場合は、委任状の掲示を求めるといいだろう。